

「マツモトキヨシ」の音商標に関する審決取消訴訟について

～知的財産高等裁判所 令和3年8月30日判決（令和2年(行ケ)第10126号）～
（裁判所ホームページ）

弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、下記の音からなる商標に関して請求された拒絶査定不服審判において、特許庁より下された「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決について、株式会社マツモトキヨシホールディングスが原告となり、本願商標の商標法4条1項8号該当性の判断に誤りがあるとして、その審決取消を求めた事案である。

裁判所は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの請求を認め、審決を取り消す旨の判決を行った。

記

【本願商標】

♩ = 126

Melo

マ ツ モ ト キ ヨ シ

The image shows a musical staff with a treble clef, a key signature of one sharp (F#), and a 4/4 time signature. The tempo is marked as ♩ = 126. The melody consists of the following notes: a quarter rest, followed by quarter notes for 'マ' (Ma), 'ツ' (Ts), 'モ' (Mo), 'ト' (To), 'キ' (Ki), 'ヨ' (Yo), and 'シ' (Shi). The notes are: Ma (G4), Ts (A4), Mo (B4), To (C5), Ki (B4), Yo (A4), Shi (G4).

2. 経緯

平成29年1月30日	商標登録出願（商願2017-007811号）
平成29年9月20日	拒絶理由通知
平成29年12月1日	手続補正
平成30年3月16日	拒絶査定

令和元年6月20日 拒絶査定不服審判（不服2018-8451号）

令和2年9月9日 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決

令和2年10月28日 本件審決の取消を求める本件訴訟の提起（第1部・大鷹一郎裁判長）

3. 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由の要旨は、以下のとおりである。

①本願商標は、別紙記載1のとおり、音楽的要素及び「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音商標（「音からなる商標」。以下同じ。）であるところ、ウェブサイトやNTT東日本及び西日本の「ハローページ」には、「マツモト」を読みとする姓氏及び「キヨシ」を読みとする名前の氏名の者が多数掲載されている実情があることからすると、本願商標を構成する「マツモトキヨシ」という言語的要素は、「マツモトキヨシ」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであるから、本願商標は、人の「氏名」を含む商標である、

②上記ウェブサイト及び「ハローページ」に示された「マツモトキヨシ」を読みとする氏名の者は、原告（請求人）と他人であると認められるが、原告は、当該他人の承諾を得ているものとは認められない、

③したがって、本願商標は、「他人の氏名」を含む商標であり、かつ、その他人の承諾を得ているとは認められないものであるから、商標法4条1項8号に該当し、登録することができない、

④仮に本願商標が原告又はその子会社の商号の略称及び同子会社が経営するドラッグストア、スーパーマーケット及びホームセンターの店舗名を表すものとして一定の著名性があつたとしても、かかる事実は本願商標の同号該当性の判断を左右するものではないというものである。

4. 争点

本願商標の商標法4条1項8号該当性

5. 本判決の概要

(1) 本願商標について

本判決は、本願商標について、以下のとおり判示した。

本願商標は、別紙記載1のとおり、五線譜に表された音楽的要素及び「マツモトキヨシ」の片仮名で記載された歌詞の言語的要素からなる音商標である。本願商標の構成中の言語的要素からなる音は、「マツモトキヨシ」と称呼される。

また、本願の願書に添付された本件音声ファイル（甲40）には、リズム、メロディー等の音楽的要素に乗せて男性の声の音色で「マツモトキヨシ」という言語的要素を発する音が収録されている。

(2) 本願商標について

本判決は、4条1項8号について、以下のとおり判示した。